

令和8年2月20日

大和高田市立学校施設利用団体代表者 各位

大和高田市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課長

### 令和8年度以降の大和高田市立学校施設の利用について

平素は本市教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、大和高田市教育委員会では、社会教育およびその他公共のための活動を行う者に対して、大和高田市立学校（以下、「学校」という。）の施設を学校教育活動に支障のない範囲で貸出しています。

このたび、令和8年度以降の学校施設の利用につきまして、部活動の地域展開や総合体育館の機能分散の取組を踏まえ、学校施設をこれまで以上に多くの皆さまにご利用いただけるよう、施設貸出（以下、「貸出」という。）の運用を見直すこととなりました。

つきましては、令和8年4月分の利用より、新たに定める「優先利用の規定」に基づき、貸出を行うこととなります。現在ご利用いただいている団体の皆さまにおかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ■主な変更点について

##### 1. 「優先利用の規定」の運用開始

地域クラブ活動等の公共性が高い活動をはじめ、一定の基準に基づき優先順位を設定したうえで、貸出を行います。

##### 2. 利用調整の実施

利用希望等が重複した場合は、規定に基づく調整を行います。

##### 3. 利用可能時間や区分の見直し

学校教育活動や地域クラブ活動の実施状況に応じ、利用区分を再編します。

#### ■「優先利用の規定」について

学校施設は、本来、学校教育活動のために設置された施設であり、学校教育活動が施設利用において最優先されます。各団体におかれましては、この趣旨をご理解いただき、学校教育活動に支障が生じる場合には、使用の中止または日程の変更をお願いすることがあります。

なお、学校教育活動以外の活動に係る学校施設の優先利用については、次のとおり取り扱います。

#### (優先順位)

1. 公共事業のために市または教育委員会が使用するとき
2. 地域クラブ活動を実施するために認定地域クラブ団体等が使用するとき
3. 市または教育委員会の委託事業等を実施するために団体等が使用するとき

(裏面につづく)

4. 地域クラブ活動に参加する生徒が競技力や表現力を継続的に高められる機会を提供するために認定地域クラブ団体等が使用するとき
5. 社会教育及びその他公共のために社会教育団体等が使用するとき

※3 については、市民の健康増進、スポーツ振興を目的として、大和高田市が体育協会に委託するスポーツ教室の活動等を指します。これまで総合体育館で活動をされてきたスポーツ教室を安定的に開催することができる機会の確保について支援し、総合体育館の機能分散の影響によるスポーツ活動への参加の低下を防ぎ、市民の健康増進、スポーツ振興を図ることのできる環境を整備します。

※4 については、地域クラブ活動を運営する団体が地域クラブ活動の発展段階としての「育成・競技コース」として実施する活動を指します。これらの活動機会の確保を支援し、部活動地域展開に伴う生徒のスポーツ・文化芸術活動への参加の低下を防ぎ、意欲ある生徒が競技力や表現力を継続的に高めることのできる環境を整備します。

(特例)

1. 緊急の修繕や改修等の工事を実施するとき
2. 選挙の執行に伴い、投票所等として使用するとき
3. 災害の発生またはそのおそれがあり、避難所等として使用するとき

これら特例の場合は、施設の安全確保および公共的利用を最優先とし、すでに許可された利用であっても、使用の中止または日程の変更をお願いすることがあります。

#### ■部活動の地域展開について

本市において、令和7年度末に学校における部活動を廃止します。また、令和8年度からの地域クラブ活動の本格的な実施に向けて、中学生が主体的・自主的に多様な活動の中から自分の「やってみたいこと」を選択することができるように、関係団体等と連携しながら部活動地域展開の取組を進めています。

つきましては、部活動の教育的意義を継承・発展させながら、中学生の持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する地域クラブ活動団体等が安定的に活動することができるように、令和8年4月から地域クラブ活動団体等（優先順位2の活動を指します。）が中学校施設を優先利用できるようになります。主な活動時間帯はこれまで部活動で使用していた時間帯（平日17時00分～19時00分、休日8時00分～19時00分）となります。

※なお、地域クラブの平日の活動時間が19時までとなっていることから、その後の団体等による施設利用は19時10分以降とします。また、生徒が帰宅する時間においては、車両の通行や乗り入れに十分注意するなど、安全確保への十分なお配慮をお願いします。

ご不明な点等ございましたら、学校教育課までご連絡ください。

大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課  
TEL 0745-22-1101(内線2954)